

後期高齢者医療被保険者証の送付について

現在、被保険者のみなさんがお持ちの被保険者証は、7月末で有効期限が満了となります。

そのため、8月から使用いただく新たな被保険者証を、全ての被保険者に7月中旬以降『特定記録郵便』（黄色の封筒）でお届けします。

※香川県後期高齢者医療広域連合から、住民票に記載されている住所地へ送付します。送付先の変更などの個別対応はできませんので、住所地以外への送付をご希望の場合は、事前に近くの郵便局へ転送の届出を行ってください。

被保険者証

カードサイズで色は『黄色で左右の端に青色のライン』です。紛失などには十分ご注意ください。

※宛名などを記載している台紙から、被保険者証部分をはがし取ってご使用ください。

古い被保険者証との主な変更点

【表面】

・両端が桃色から青色に変更



被保険者証などを受け取ったら

被保険者証などに記載されている内容に間違いがないか確認してください。記載内容に相違がある場合は、保健課へ申し出てください。

有効期限の切れた被保険者証の返還

現在お持ちの被保険者証は、8月1日以降使用できませんので、保健課、市民課各窓口、各出張所までお返しいただくか、破棄してください。

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

一部(※)の医療機関や薬局の窓口で、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。本格的に健康保険証利用が開始されるのは、10月頃の予定ですが、現在の申し込み期間においても、利用できる医療機関・薬局は順次拡大される予定です。また、健康保険証として利用する場合にも、事前にマイナンバーから健康保険証利用の「初回登録」が必要です。登録は、スマートフォンや自宅のパソコン(カードリーダーが必要)などで登録できます。

なお、健康保険証でもこれまでどおり受診が可能です。

(※)カードリーダーが設置されている医療機関や薬局のみとなります。

問合せ

市保健課 国保医療グループ
Tel 26-11229
香川県後期高齢者医療広域連合
Tel 087-811-1866

3年度後期高齢者医療保険料額が決定されます

保険料率は2年ごとに見直しが行われ、2・3年度の保険料率は次のとおりです。保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と被保険者の2年中的所得に応じて決まる「所得割額」の合計額となり、被保険者には、7月中旬に保険料額決定通知書を送付します。

また、高齢者と若者の世代間の負担の公平化を図るために、均等割額の軽減特例制度が段階的に見直されています。

保険料の計算方法

年間保険料 (限度額64万円)
＝
均等割額 49,800円
＋
所得割額 賦課のもととなる 所得金額 × 所得割率9.78%

※保険料の賦課期日は、4月1日です。ただし、年度途中に被保険者資格を取得した人の賦課期日も、資格取得日となります。

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに分離課税の所得金額(退職所得金額を除く)の合計額から基礎控除額最大43万円を控除した額のことです。

●後期高齢者医療保険料は国民健康保険税が年金天引きや口座振替になっていた人でも、最初は納付書での支払いに変わります。その後、特別徴収の要件を満たす人については、納付方法が年金天引きに変わります。

(1) 4月、6月支給分の年金から保険料が天引き(仮徴収)された人
(2) 8月支給分の年金から保険料が天引きされます。4、6月の保険料額と同額です)

年間の保険料額が確定し、確定額から仮徴収された額を差し引いた額をもとに10月、12月、2月支給分の年金から天引きします。

3年度納期限

第1期	8月2日(月)	第5期	11月30日(火)
第2期	8月31日(火)	第6期	12月27日(月)
第3期	9月30日(木)	第7期	1月31日(月)
第4期	11月1日(月)	第8期	2月28日(月)

ら仮徴収された額を差し引いた額をもとに10月、12月、2月支給分の年金から天引きします。

(2) (1)以外の人
① 納付書又は口座振替により納付される人(普通徴収)
年間の保険料額を8期に分けて納付してください。

② 10月支給分の年金から保険料の天引きが開始される人
7月から9月までは、納付書または口座振替により保険料を納付してください。10月、12月、2月支給分の年金から残りの保険料が天引きされます。

◆納付方法の変更について◆

保険料を年金から天引きされている人で、口座振替による納付をご希望の方は、保健課、市民課各窓口や各出張所へ申し出てください。

※納付方法を口座振替に変更しても、納付する年間の保険料額は変わりません。

※市指定金融機関などに口座振替依頼書を出し、本人控を持参のうえ、保健課で納付方法の変更を申し出てください。

※特別徴収(天引き)から納付書納付への変更はできません。

問合せ先

保健課 Tel 26-11229